



大津市公報

令和2年12月15日
号外(第73号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

規 則	目 次
117 大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則.....	1
118 大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則.....	2
119 大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則.....	2
120 大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則.....	3
121 大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則.....	4
122 大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則.....	4
123 大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則.....	5

規 則

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第117号

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則(平成21年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「営業許可(新規・継続)申請書」を「営業許可申請書(新規・譲受・継続)」に改める。

様式第3号中「営業許可(新規・継続)申請書」を「営業許可申請書(新規・譲受・継続)」に改め、「別紙のとおり」を削り、

申請者の欠格事由	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	

を

申請者の欠格事由	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	
譲受	営業を譲り受けたことを証する旨	

に改め、同様式注第4項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

譲受の場合 当該営業を譲り受けたことを証する書面

様式第3号注中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 営業設備の概要の欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、営業設備の概要を記載した別紙を添付すること（食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を行う者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合において、営業設備の概要の内容に変更がないときは、同欄の記載を省略することができる。）。
- 4 譲受の欄は、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載すること。

様式第5号注第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市食品衛生法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第118号

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大津市旅館業法施行細則（平成21年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「旅館業許可申請書」を「旅館業許可申請書（新規・譲受）」に改め、同条第3項中「、前項の図面のほか」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が申請する場合（以下「譲り受け営業の場合」という。）において、第1号及び第2号に掲げる図面のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない図面の添付を省略することができる。

第2条第3項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合にあっては、当該旅館業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号中「旅館業許可申請書」を「旅館業許可申請書（新規・譲受）」に改め、「別紙のとおり」を削り、同様式注第3項を同様式注第5項とし、同様式注第2項中「添付書類」の次に「（譲り受け営業の場合において、第1号から第3号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を加え、同項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合にあっては、当該旅館業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号注中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 構造設備の概要の欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備の概要を記載した別紙を添付すること。
- 3 旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が申請する場合（以下「譲り受け営業の場合」という。）において、次に掲げる事項のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない事項の欄の記載を省略することができる。

営業の種別

省令第5条第1項の特例施設に該当することの有無（有の場合にあっては、その特例の内容）

構造設備の概要

様式第3号注第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市旅館業法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第119号

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則

大津市興行場法施行細則(平成21年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「興行場営業許可申請書」を「興行場営業許可申請書(新規・譲受)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項の許可を受けて興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第1号及び第2号に掲げる書類のうち内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

興行場営業を譲り受けた者については、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書面

第3条第1項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第1号中「興行場営業許可申請書」を「興行場営業許可申請書(新規・譲受)」に改め、「別紙のとおり」を削り、同様式注第3項中「添付書類」の次に「(譲り受け営業の場合において、第1号及び第2号に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合については、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号注中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 構造設備の欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備の内容を記載した別紙を添付すること。
- 4 興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が申請する場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、次に掲げる事項のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない事項の欄の記載を省略することができる。

興行場の種別

構造設備

様式第2号注第2項第2号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市興行場法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第120号

大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

大津市公衆浴場法施行細則(平成21年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年法律第139号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「公衆浴場営業許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書(新規・譲受)」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が申請する場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、第1号から第5号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

第2条第2項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合については、当該浴場業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号中「公衆浴場営業許可申請書」を「公衆浴場営業許可申請書(新規・譲受)」に改め、「別紙のとおり」を削り、同様式注第3項中「添付書類」の次に「(譲り受け営業の場合において、第1号から第5号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合については、当該浴場業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号注中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 構造設備の欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備の内容を記載した別紙を

添付すること。

- 4 公衆浴場法第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が申請する場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、次に掲げる事項のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない事項の欄の記載を省略することができる。

公衆浴場の種類

構造設備

様式第2号注第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市公衆浴場法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第121号

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市理容師法施行細則(平成21年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「理容所開設届出書」を「理容所開設届出書(新規・譲受)」に改める。

様式第1号中「理容所開設届出書」を「理容所開設届出書(新規・譲受)」に改め、「別紙のとおり」を削り、同様式注第3項中「添付書類」の次に「(譲り受け営業の場合において、第1号から第3号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号注中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 管理理容師の氏名及び住所並びに理容師の氏名、登録番号及び疾病名並びにその他の従業者の氏名の欄及び理容所の構造及び設備の概要の欄が不足する場合は、当該不足する欄に「別紙のとおり」と記載し、その内容を記載した別紙を添付すること。
- 4 理容師法第11条第1項の届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、次に掲げる事項のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない事項の欄の記載を省略することができる。

管理理容師の氏名及び住所並びに理容師の氏名、登録番号及び疾病名並びにその他の従業者の氏名
理容所の構造及び設備の概要

開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称

開設しようとする理容所と同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合(開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該美容所の開設予定年月日

様式第3号注第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市理容師法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第122号

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市美容師法施行細則(平成21年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「美容所開設届出書」を「美容所開設届出書(新規・譲受)」に改める。

様式第1号中「美容所開設届出書」を「美容所開設届出書(新規・譲受)」に改め、「別紙のとおり」を削り、同様式注第3項中「添付書類」の次に「(譲り受け営業の場合において、第1号から第3号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号注中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 管理美容師の氏名及び住所並びに美容師の氏名、登録番号及び疾病名並びにその他の従業者の氏名の欄及び美容所の構造及び設備の概要の欄が不足する場合は、当該不足する欄に「別紙のとおり」と記載し、その内容を記載した別紙を添付すること。
- 4 美容師法第11条第1項の届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、次に掲げる事項のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない事項の欄の記載を省略することができる。

管理美容師の氏名及び住所並びに美容師の氏名、登録番号及び疾病名並びにその他の従業者の氏名
美容所の構造及び設備の概要

開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称

開設しようとする美容所と同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合(開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予定年月日

様式第3号注第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市美容師法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第123号

大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

大津市クリーニング業法施行細則(平成21年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「クリーニング所開設届出書」を「クリーニング所開設届出書(新規・譲受)」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第5条第1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、第1号及び第2号に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

第2条第2項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

第3条中「無店舗取次店営業届出書」を「無店舗取次店営業届出書(新規・譲受)」に改める。

様式第1号(表)中「クリーニング所開設届出書」を「クリーニング所開設届出書(新規・譲受)」に改め、同様式注第2項中「添付書類」の次に「(譲り受け営業の場合において、第1号及び第2号に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を加え、同項に次の1号を加える。

譲り受け営業の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面

様式第1号(表)注中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 クリーニング業法第5条第1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、次に掲げる事項のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない事項の欄の記載を省略することができる。

営業形態

従事するクリーニング師

従事者数

取次所の概要

クリーニング所の構造及び設備の概要

指定洗たく物の取り扱い方

様式第2号(表)中「無店舗取次店営業届出書」を「無店舗取次店営業届出書(新規・譲受)」に改め、同様式注に次の2項を加える。

- 3 クリーニング業法第5条第2項の届出をした業者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合(以下「譲り受け営業の場合」という。)において、次に掲げる事項のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない事項の欄の記載を省略することができる。

営業区域

従事するクリーニング師

従事者数

業務用車両の構造の概要

法第3条第3項第5号に規定する洗たく物の取扱い

- 4 譲り受け営業の場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。

様式第3号注第3項第2号中「ただし」の次に「、取次所以外のクリーニング所において」を加え、「変更の」を「変更を行う」に改める。

様式第4号注第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市クリーニング業法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。